

# I 教育課程及び履修等

## I 大学院の概要

### (1) 目的

「保健医療に関する専門性の高い教育研究を通じ、高度な知識と技術、卓越した実践能力と問題解決能力を有する質の高い人材養成を行い、病院、保健福祉施設等へ専門職として輩出することにより、本県における保健医療福祉の一層の発展を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与する」ことを目的としています。

### (2) 構成

本学大学院は、1研究科（保健医療学研究科 博士前期課程及び博士後期課程）1専攻（保健医療学専攻）からなっています。

#### 【保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士前期課程】教育目標

分野	領域	主な授業内容
看護学分野	基礎・地域看護学領域	病態機能学
		基礎看護学
		看護管理学
		地域保健行政看護学
		地域・在宅看護学
	応用看護学領域	成人看護学
		老年看護学
		母子看護学・周産期看護学
		精神看護学
		老年看護学実習（※）
		周産期看護実習（※）
	精神看護学実習（※）	
	理学療法学分野	基礎理学療法学領域
臨床理学療法学領域		運動機能理学療法学
		神経機能理学療法学
		運動障がいリハビリテーション学
作業療法学分野	臨床作業療法学領域	神経障がいリハビリテーション学
		作業活動解析学
		内部障がいリハビリテーション学
	発達作業療法学領域	発達過程作業療法学
		作業療育学

※専門看護師課程選択履修者のみ

【保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士後期課程】

分野	主な授業内容
看護学分野	コミュニティヘルス看護学
	ヘルスプロモーション看護学
理学療法学分野	運動器障がい動態解析学
	機能再建理学療法学
作業療法学分野	生活行為作業療法学
	発達過程作業療法学

## 2 教育課程

### (1) 教育目標

博士前期課程	博士後期課程
1 地域包括ケアや他職種連携等の変化しつつある保健・医療・福祉に対応しうる創造的な知識・技術を探求し、看護学、理学療法学、作業療法学、それぞれの視点から高度な専門的知識と技術を有する人材の養成	1 地域包括ケアや他職種連携等の変化しつつある保健・医療・福祉に対応しうる創造的な知識・技術を探求し、看護学、理学療法学、作業療法学、それぞれの視点から高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を基に、あらたな「知」を提示できる人材の養成
2 地域課題を踏まえて保健・医療・福祉に関する創造性豊かな発想や、専門職の発展に向けて自律的に行動できる能力を持った職業人の育成	2 地域課題を踏まえて保健・医療・福祉に関する高度な教育研究を自律的にリードできる人材の養成
3 保健医療活動において、看護やリハビリテーション等サービスの指導的役割を担える人材の育成	3 保健医療活動のリーダーとして、新たな看護やリハビリテーション等のサービスを研究・開発・実践できる保健医療の研究者あるいは高度専門識者の養成

(2) ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)

博士前期課程	博士後期課程
<p>1 臨床や教育、研究の場において、変化する保健・医療・福祉の課題と展望を発見し、解決していくために、幅広さと深さを兼ね備えた高度な専門的知識を活用して、科学的に思考することができる。</p> <p>2 保健・医療・福祉の向上に、責任感を持ち、課題と展望を見出し、その解決に向けて積極的に貢献する高度な職業人としての姿勢を持つことができる。</p> <p>3 自らの研究について、的確に表現し、意見を交換することができる。</p>	<p>1 臨床や教育、研究の場において、変化する保健・医療・福祉の課題と展望を発見し、創造的に解決していくために、幅広さと深さを兼ね備えた高度な専門的知識を活用して、科学的に思考することができる。</p> <p>2 保健・医療・福祉の向上に、責任感を持ち、課題と展望を見出し、その解決に向けて積極的に貢献する指導者としての姿勢を持つことができる。</p> <p>3 自らの研究について、あらたな「知」として的確に表現し、意見を交換することができる。</p>

(3) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）とカリキュラムマップ

博士前期課程	博士後期課程
<p>高度な知識と技能を有し、幅広い視野を持つ実践者、教育者及び研究者を育成するために、看護学分野、理学療法学分野、作業療法学分野のすべての学生が学際的に学ぶ「共通科目」・「専門支持科目」・「専門科目」の3つに大別して編成する。</p> <p>【共通科目】 研究活動の基礎となる研究法と保健医療の基礎的知識等を学ぶための科目を配置する。</p> <p>【専門支持科目】 各分野の専門科目を学んでいく上で基礎となるとともに、学生の教育と研究の深化を可能とし幅広い視野を養うための科目を配置する。</p> <p>【専門科目】 分野ごとに専門知識の修得を目的とした特論・特論演習のほか、修士論文の作成に向けた、特別研究を配置する。専門看護師課程選択では、専門分野における高度な看護実践能力の獲得に必要な知識と技術の修得を目的とした演習や実習及び課題研究を配置する。</p> <p>&lt;学修方法&gt; 複数の教員が連携して、研究計画、研究デザイン等、自ら研究活動を遂行するための知識や経験を修得させる。</p> <p>&lt;学修成果の評価&gt; 学修成果は、学修到達度を反映した評価基準および、透明性・客観性のある厳正な学位論文審査基準に基づき評価する。</p>	<p>看護学分野、理学療法学分野、作業療法学分野のすべての学生が学際的に学ぶ「共通科目」と、分野ごとに開講する「専門科目」の2つの科目区分で教育課程を編成する。</p> <p>【共通科目】 保健医療全般にかかわる社会的課題や、社会発展に貢献する基盤となる多職種連携・協働に関するシステム、研究者・教育者や高度専門実践の指導者として必要な理論や概念、さらに自立した教育や研究活動に向けた能力を養うための科目を講義や演習形式で配置する。</p> <p>【専門科目】 専門分野ごとに研究者・教育者や高度専門実践の指導者として必要な科目を配置し、専門職としての研究テーマや研究方法を追求する能力を涵養する。</p> <p>&lt;学修方法&gt; 複数の教員が連携して、研究計画、研究デザイン等、自ら研究活動を遂行するための知識や経験を修得させる。</p> <p>&lt;学修成果の評価&gt; 学修成果は、学修到達度を反映した評価基準および、透明性・客観性のある厳正な学位論文審査基準に基づき評価する。</p>

カリキュラムマップ

博士前期課程

<https://www.yachts.ac.jp/graduate/media-download/1930/a981d6e936b2c159/>

博士後期課程

<https://www.yachts.ac.jp/graduate/media-download/1931/e7719e853b4a250c/>

### 3 授業科目

#### (1) 博士前期課程

研究指導に結びつく専門科目のほかに、看護学分野、理学療法学分野及び作業療法学分野に共通して必要と考えられる共通科目と、各分野の視野を広げるための専門支持科目を設定し、科目相互の結びつきを深める構成としています。

##### ① 共通科目

共通科目では、研究活動の基礎となる研究法と保健医療の基盤的知識等を学びます。

##### ② 専門支持科目

専門支持科目では、各分野の専門科目を学んでいく上での基礎となるとともに、学生の教育・研究の深化を可能とし幅広い視野を養うための特論を学びます。

##### ③ 専門科目

専門科目は、看護学分野（2領域）、理学療法学分野（2領域）、作業療法学分野（2領域）で構成し、分野ごとに特別研究を設定しています。

#### (2) 博士後期課程

看護学分野、理学療法学分野、作業療法学分野のすべての学生が学際的に学ぶ「共通科目」と、分野ごとに開講する「専門科目」の2つの科目区分で教育課程を構成しています。

##### ① 共通科目

保健医療全般にかかわる社会的課題や、社会発展に貢献する基盤となる多職種連携・協働に関するシステム、高い倫理意識をもって研究活動に臨むために必要な研究倫理に関する知識と資質、研究者・教育者や高度専門実践の指導者としての必要な理論や概念、さらに自律した教育や研究活動に向けた能力を養うための科目を講義や演習形式で配置しています。

##### ② 専門科目

専門分野ごとに研究者・教育者や高度専門実践の指導者として必要な科目を配置し、専門職としての研究テーマや研究方法を追求する能力を涵養します。さらに、専門分野の実践及び学問の体系化による知の創生、社会発展に貢献できる博士論文の研究指導を行います。

### 4 履修

#### (1) 学年、学期及び休業

学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

学期は、2学期制となっており、前期と後期に分かれます。

① 前期 4月1日から9月30日まで

② 後期 10月1日から翌年の3月31日まで

※ ただし、前期の終了時期及び後期の開始時期は、変わる場合があります。

授業を行わない日（休業日）は次のとおりですが、臨時に休業日を設けたり、休業日に授業を行ったりする場合があります。

- ① 日曜日、土曜日及び祝日
- ② 春季休業、夏季休業及び冬季休業（具体的な期間は学年の始めに掲示します。）

(2) 授業時間

授業時間は、以下のとおりです。なお、大学院設置基準第 14 条による特例として、平日の夜間（第 6 時限、第 7 時限）開講のほか、必要に応じ土曜・日曜・祝日における授業及び夏季・冬季休業期間の集中講義を設けています。

授 業 時 限	授 業 時 間
1 時 限 目	8 : 50～10 : 20(90分)
2 時 限 目	10 : 30～12 : 00(90分)
3 時 限 目	13 : 00～14 : 30(90分)
4 時 限 目	14 : 40～16 : 10(90分)
5 時 限 目	16 : 20～17 : 50(90分)
6 時 限 目	18 : 00～19 : 30(90分)
7 時 限 目	19 : 40～21 : 10(90分)

(3) シラバス

シラバスは、授業の概要、到達目標、学習内容、成績評価方法及び成績評価基準などを示した授業計画です。選択科目の履修登録や、履修する科目の学修に活用してください。

(4) 履修登録

履修する科目は、年度始めの定められた期日までに、主研究指導教員の確認を受けた上で、UNIPA（教務事務システム）で各自、履修登録を行ってください。選択科目の履修にあたっては、修了に必要な単位数、開講年次、授業時間割等を参考にし、各自で計画を立てて、誤りのないよう届出を行ってください。

(5) 再履修

必修科目が不合格となり単位を修得できなかった場合は次年次以降に再履修することとなります。再履修する場合は、所定の期日までに改めて履修登録を行ってください。

(6) 既修得単位の認定

本学大学院に入学する前に、ほかの大学院で取得した単位を既修得単位として認定する申請を行うことができます。

既修得単位として認定できる科目や単位数には制限があります。

### (7) 履修指導及び研究指導

博士前期課程は、各研究領域の指導教員が、学生の経験、志向、能力などを十分に配慮して履修指導、研究指導を行います。

博士後期課程は、分野間の連携強化の観点から、主研究指導教員1名と副研究指導教員2名の3名体制で行い、学生の経験や適性等を勘案するほか、本人の希望も十分に踏まえるものとします。

授業や研究指導は、オンラインで行うことがあります。

### (8) 研究計画書の提出

適切な研究指導のため、学生と指導教員と一緒に研究指導計画書を作成します。学生は、毎年年度の初めに、各自研究計画を立案してください。それをもとに、指導教員は学生と相談しながら研究指導計画書を作成します。

### (9) 長期履修制度

職業を有している等の事情により、標準修業年限で修了できない場合は、長期履修制度を利用できます。定められた日までに、申請してください。1回に限り変更が可能です。

## 5 成績評価

成績は、科目担当教員が、シラバスに示された授業の到達目標に対する到達度によって評価します。各科目が示す到達目標を達成できるよう学修を深めてください。

### (1) 成績評価基準

成績評価基準は、以下のとおりです。A、B、C、Dを合格とし、単位が認定されます。

判定	評価	点数	基準
合格	A	100～90	到達目標を達成し、特に優れた成績を収めている
	B	89～80	到達目標を達成し、優れた成績を収めている
	C	79～70	到達目標を達成し、良好な成績を収めている
	D	69～60	到達目標を最低限達成している
不合格	F	59～0	到達目標を達成していない

### (2) 成績評価方法

評価方法は、授業形態や内容に合わせ、筆記試験、レポート、実技、討議、プレゼンテーションなどの方法の中のいずれか、または組み合わせて行われます。シラバスに記載しています。

### (3) 成績の確認と不服申し立て

授業担当教員は、学生からの成績評価に対する質問・疑問点に、真摯に対応します。自身の成績評価に疑義があるときは、成績に対する確認を申請することができ、その回答内容に不服があるときは不服申し立てをすることができます。ただし、この単位があれば修了できるので、F評価をD評価にして欲しいなど、成績評価の変更等を依頼することはできません。

### (4) GPA

GPAとは、履修登録した授業科目の評価であるグレード・ポイント（以下「GP」）の1単位当たりの平均値です。GPAは、次の計算式により、学期毎に算出します。

$$\frac{\text{(履修した授業科目のGP} \times \text{その授業科目の単位数) の総和}}{\text{(履修登録した授業科目の単位数の総和)}}$$

※小数第3位を四捨五入

不合格となった科目を再履修した場合は、再履修による成績をGPAの対象とします。

GPAは、毎年度始めに履修登録した授業科目を対象として算出した学期GPA及び入学後に履修登録した全授業科目を対象として算出した累積GPAとします。

成績の評価に対するGPは、次のとおりです。

判定	合格				不合格
評語	A	B	C	D	F
GP	4	3	2	1	0

## 6 修了要件

修了要件は、以下のとおりです。他分野の専門科目で修得した単位は、修了要件となる単位には含みません。

### (1) 博士前期課程

ア 看護学分野（看護学特別研究選択）、理学療法学分野、作業療法学分野  
次の基準により、31単位以上を履修する必要があります。

科目区分	履修単位数	備考
共通科目	1単位	必修
	4単位以上	選択
専門支持科目	4単位以上	選択
専門科目	12単位以上	選択
特別研究	10単位	必修



#### イ 看護学分野（専門看護師課程選択）

次の基準により、41単位以上を履修する必要があります。

科目区分	履修単位数	備考
共通科目	1単位	必修
専門支持科目・専門科目	8単位以上	選択
専門支持科目	4単位	必修
専門科目	28単位	必修

#### (2) 博士後期課程

次の基準により、19単位以上を履修する必要があります。

科目区分	履修単位数	備考
共通科目	3単位	必修
	4単位以上	選択
専門科目（特別研究を除く）	2単位以上	選択
特別研究	10単位	選択必修

### 7 修了認定・学位授与

#### (1) 博士前期課程

博士前期課程の修了要件は、2年以上在学し、31単位以上（専門看護師課程選択の場合は41単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受け修士論文又は課題研究論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとしています。修了が認定されると、看護学分野は修士（看護学）、理学療法学分野は修士（理学療法学）、作業療法学分野は修士（作業療法学）の学位が授与されます。

#### (2) 博士後期課程

博士後期課程の修了要件は、3年以上在学し、19単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとしています。修了が認定されると、看護学分野は博士（看護学）、理学療法学分野は博士（理学療法学）、作業療法学分野は博士（作業療法学）の学位が授与されます。

ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、博士前期課程にあつては1年以上、博士後期課程にあつては2年以上在学すれば足りるものとしています。

### 8 不正行為の防止

学業上および研究活動における不正行為は、絶対に行ってはいけません。不正行為を行った場合は、この学期に履修登録しているすべての授業科目の単位は認定されません。そして、停学や退学の懲戒処分を行うことがあります。

### (1) 学業上の不正行為

学業上の不正行為とは、成績評価の対象となる筆記試験、レポート、実技、討議、プレゼンテーション等における不正な行動です。

筆記試験における不正行為の例は以下のとおりです。

- ・他人になりすまして受験すること
- ・使用が許可されていない教科書、参考書、ノート、ペーパーや資料を参照すること
- ・使用が許可されていない情報通信機器の使用すること
- ・他の学生の解答を見ることや写すこと
- ・他の学生に答案を見せること
- ・試験監督者の指示に従わないこと
- ・定期試験等に関する取扱いの第1条 受験上の心得を遵守しないこと

レポート・論文作成における、剽窃（ひょうせつ）・盗作は不正行為です。

剽窃・盗作とは、論文やレポートの作成において、引用した部分を具体的に示さず、また必要かつ適切な出典を明記せずに、活字媒体やウェブサイトから、他人の文章、アイデア、表現、その他を写すことです。

剽窃・盗作の例は以下のとおりです。

- ・他人のレポート・論文や書籍の多くの部分を自分のもののように転用すること
- ・他人のレポート・論文や書籍の文章の表現を変えて自分のもののように転用すること
- ・教員の指示や許可なく、他の学生と相談して作成すること
- ・引用する部分を明記しないこと
- ・出典や参照元を明記しないこと

### (2) 生成系AIの使用

生成系AIが作成した文章を自分が作成したように見せかけることは不正行為です。レポートや論文作成の際の生成系AIの使用にあたっては、使用方法等を担当教員と相談し指示を受けてください。

### (3) 研究活動における不正行為

山形県立保健医療大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程第4条(3)の研究活動の不正行為を行ってははいけません。

研究における不正行為の例は以下のとおりです。

- 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- 改ざん 得られた結果等を真正でないものに加工すること

- 盗用 他の研究者のアイデア、データ、研究結果、論文を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

## 9 学修支援

学生の皆さんが、充実した学生生活を送ることができるように、支援体制を整えています。

### (1) 相談窓口

保健室、学生相談室、ハラスメント相談室、学外カウンセラーによる相談といった、専門の相談を受け付けています。このほか、どこに相談したらよいかわからなかったり、学習に関すること、経済的な相談は教員や職員に遠慮なく相談してください。

### (2) 合理的配慮

障がいや疾病の有無に関わらずすべての学生が公平で平等に学修を進めることができるよう、障がいや疾病をもつ学生に、必要な配慮を大学院が行う制度です。合理的配慮を希望する場合は、教務学生課に相談してください。

## 10 学籍

学生に関する必要な事項は学籍簿に記載され、学籍簿は学生証をはじめ、諸証明の発行の基礎となります。学生には学籍番号が与えられ、学生証に記載されます。学籍番号は、入学年（西暦）、学科、番号を表しており、入学してから修了するまで変わらず、諸届・諸願出等の学内手続きの際には、氏名等とともに記載する必要があります。

住所、電話番号、氏名等が変わったり、保証人に異動があったりした場合は、速やかにUNIPAで「届出事項異動届」を教務学生課に提出してください。正確な住所が届けられていないと、本学からの緊急な連絡ができないこととなりますので注意してください。

### (1) 休学・復学

疾病その他やむを得ない事情により、引き続き2か月以上にわたり修学することができない学生は、「休学願」を学長に提出し、許可を受けて休学することができます。この場合、休学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を添付してください。

休学期間は1年を超えることはできませんが、特別の事情がある場合は1年を限度として延長することができます。ただし、休学期間は通算して、博士前期課程では2年を、博士後期課程では3年を超えることはできません。なお、休学期間は在学年数には算入されません。

休学期間が満了したとき又は休学の期間中であってもその事由が消滅したときは、「復学願」を学長に提出し、許可を受けて復学することができます。

「休学願」又は「復学願」を提出しようとする場合は、あらかじめ各分野の教員に十分相談した上で、教務学生課に提出してください。なお、「復学願」については、復学しようとする日の1か月前を目安に提出してください。

### 休学した場合の授業の履修について

- (1) 学期の初めから休学した場合は、当該学期の授業を履修することができません。
- (2) 学期途中で休学した場合は、当該学期の履修科目に係る単位は認定できません。
- (3) 通年科目については、当該学年に休学した期間がある場合は、単位を認定できません。

#### (2) 転学

本学から他の大学院等に転学しようとするときは、「転学願」を学長に提出し、許可を受けなければなりません。

#### (3) 留学

外国の大学院等に留学しようとするときは、「留学願」を学長に提出し、許可を受けなければなりません。許可を受けて留学した期間は、在学期間に含めることができます。

#### (4) 退学

何らかの事情により退学しようとするときは、「退学願」を学長に提出し、許可を受けなければなりません。

「退学願」を提出しようとする場合は、あらかじめ各分野の教員に十分相談した上で、教務学生課に提出してください。

#### (5) 除籍

次のいずれかに該当する学生は除籍されます。

- ア 在学年限（博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年）を超えても修了できない者
- イ 休学期間が満了しても復学できない者
- ウ 死亡又は行方不明となった者
- エ 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

#### (6) 表彰

学生が表彰に値する行為を行ったときは、学生顕彰規程に基づき、学長がその者を表彰することがあります。

#### (7) 懲戒

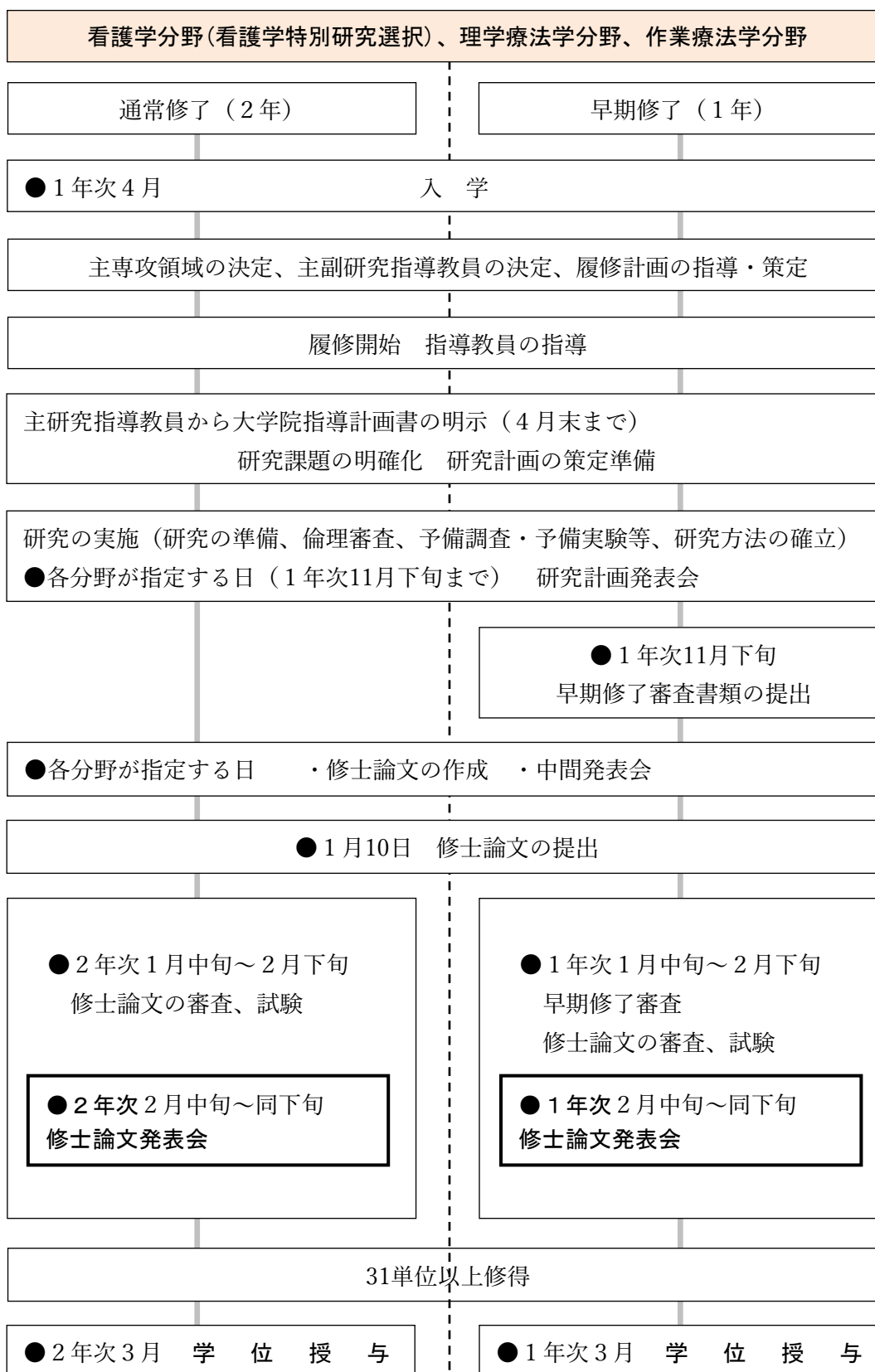
学生が本学の学生としてふさわしくない行為を行ったときは、学長が訓告、停学又は退学の懲戒処分をする場合があります。

退学は、次のいずれかに該当する学生に対して行われます。

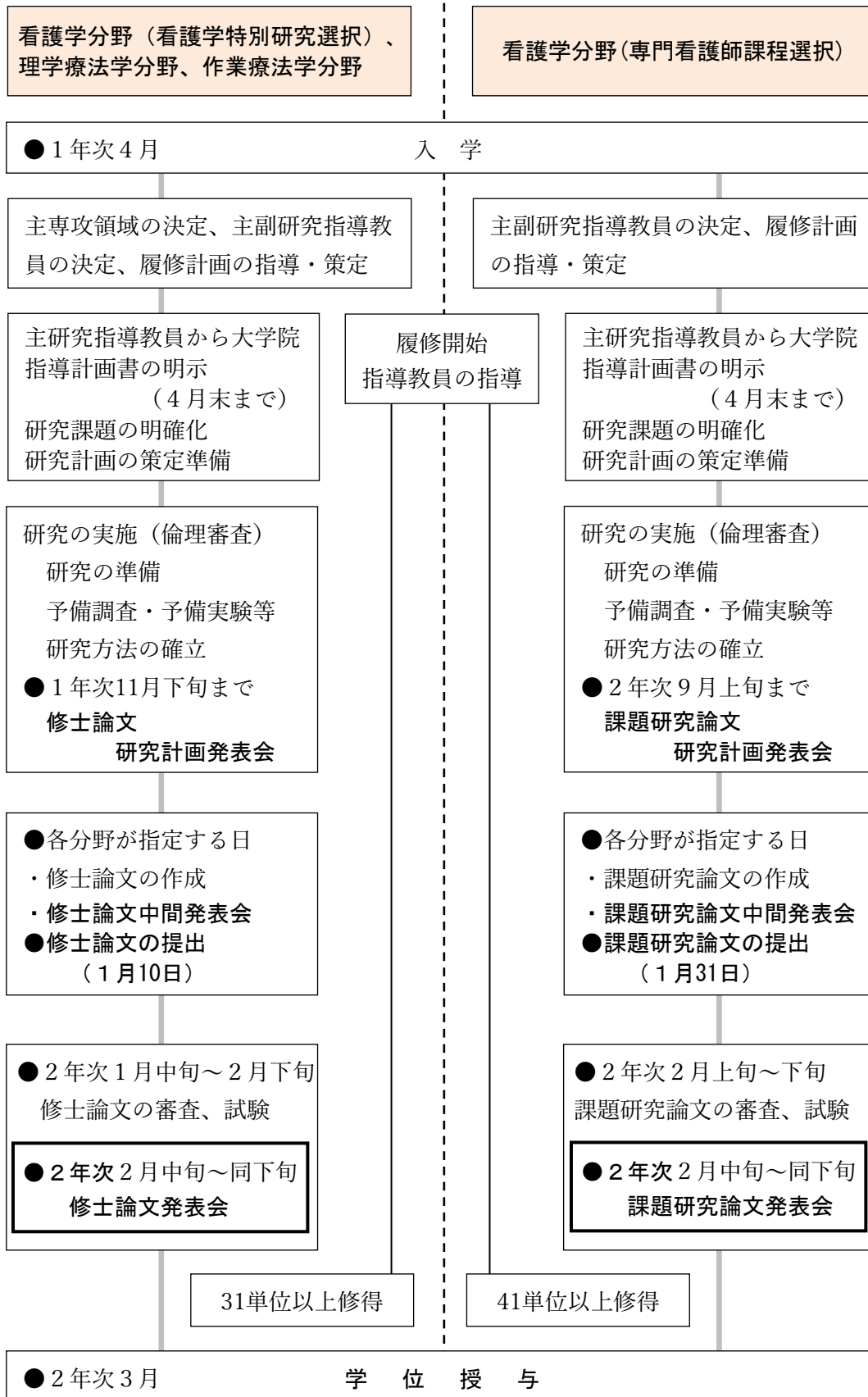
- ア 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- イ 学力が劣り成業の見込みがないと認められる者
- ウ 正当な理由がなく授業に出席しないことが常である者
- エ 本学の秩序を乱す等、学生としての本分に著しく反した者

## II 履修指導及び研究指導のスケジュール

### ◎ 博士前期課程 学位取得までのフロー【通常の場合／早期終了の場合】



◎ 博士前期課程 学位取得までのフロー【通常の場合／専門看護師課程選択の場合】



◎ 博士後期課程 学位取得までのフロー（モデル）

